

環境配慮指針（全業種対象）

1 公害対策

(1) 大気汚染(ばい煙、粉じん)防止対策

ア ボイラーや焼却炉等のばい煙を出す施設を設置する場合は、近隣にばい煙による悪影響が及ぶことのないよう、機種選定、設置場所及び燃焼管理などに配慮するとともに、良質燃料の使用について配慮してください。

なお、廃棄物は業者引き取りなどにより処理することとし、やむを得ず自己処理する場合は、必ず焼却炉を用いてください。

イ 粉じんを発生させる作業をする場合は、粉じんが飛散しにくい屋内で行うか、防じん設備を設けてください。また、土石置場など粉じんが飛散するおそれのある場所については、散水等により粉じんの飛散の防止について配慮するとともに、必要に応じ防じんフェンス等を設置してください。

(2) 水質汚濁防止対策

ア 下水道処理区域内にあつては下水道に接続し、区域外にあつては基本的に合併処理浄化槽を設置してください。

イ 汚水及び油分が流出・地下浸透しないように必要な措置を講じてください。

(3) 騒音・振動防止対策、悪臭防止対策

ア 設備機器及び作業車両・重機類は低騒音型・低振動型の機種を選定し、設備機器を設置する時は、防音防振対策等の必要な措置を講じてください。また、騒音を発する作業は屋内で行うとともに、窓や出入り口は閉めてください。

イ 荷物の積み下ろしや人の出入りなどに伴う騒音・振動の悪影響が近隣に及ぶことのないよう配慮してください。

ウ 悪臭を発するものを使用・保管する場合は、悪臭が外気に漏れることのないよう必要な措置を講じてください。

(4) 土壌汚染防止対策

ア 有害物質の使用、管理、処理についてはマニュアルを作成し、拡散、飛散、地下浸透等の防止の措置を講じてください。

(5) その他公害対策

ア 新規立地にあつては、近隣住民に事業内容等を説明の上、了解を得るように努めてください。

イ 作業場にあつては、夜間操業は控えてください。やむを得ず夜間操業する場合は、事前に近隣に説明してください。

ウ 公害対策に係る組織を整備するとともに、公害防止及び環境保全について社員教育を行ってください。

エ 施設の維持管理に万全を期し、近隣に公害事象による悪影響が及ぶことのないようにしてください。事故等による公害事象を起こした場合は、速やかに応急措置を講じ、環境保全課（054-221-1358, 1359）及び地域住民に報告・説明してください。

オ 近隣住民より公害苦情を寄せられた場合は、積極的に対応してください。

カ 公害関係法令を遵守し、法令に基づく義務違反のないようにしてください。

2 環境保全対策

ア 地域住民の一員として、清掃活動等地域活動に参加・協力するとともに、敷地内緑化等について配慮してください。

イ 製品等が使用・廃棄されることにより生じる環境負荷の低減に努めるとともに、事業活動において、再生資源その他環境負荷の低減につながる原材料等を利用するように努めてください。（環境基本法第8条）

ウ 節電・節水等省資源・省エネルギー対策及び廃棄物の減量・分別回収等の環境保全活動について従業員に周知し、事業所としてこれら活動に取り組んでください。また、合理的な物流について配慮してください。

エ 社用車等のアイドリングストップを励行するとともに、従業員の自転車通勤やバス通勤等について配慮してください。

オ 化学物質を使用する場合は、当該化学物質を適正に管理してください。

カ 雨水浸透マスや透水性舗装の敷設等による地下水涵養について配慮してください。

キ 過度の屋外広告や拡声器による放送など、生活環境及び景観の保全の観点から配慮してください。

ク 製造業にあつては歩留まりの向上に、販売業にあつては簡易包装に努めてください。

ケ その他公害防止及び環境保全のために必要な措置を講じてください。

お問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）